

前回の監視円卓会議以降、トラブル事象が4件発生。環境への影響はありませんでしたが、通報連絡及び公表基準「区分Ⅲ」「区分Ⅳ」に該当する事象でした。詳細はPCB処理情報センターで公開しています。

トラブル事象1 2系プラズマ溶融分解炉で溶融缶破裂による送気用蛇腹ホースの焼損

発生日時 令和3年8月13日 午前3時22分頃
発生場所 増設施設 1階 プラズマ分解炉室（管理区域レベル2）
公表区分 Ⅲ（環境への影響：なし、作業員への影響：なし）

トラブル事象2 冷水ユニットの定期点検作業中における冷媒回収ボンベからの冷媒漏洩

発生日時 令和3年9月1日 午後2時00分頃
発生場所 当初施設 4階 冷水・空気圧縮機室（非管理区域）
公表区分 Ⅲ（環境への影響：なし、作業員への影響：なし）

トラブル事象3 攪拌洗浄設備 定期点検期間中における第12槽床面に洗浄剤の漏洩

発生日時 令和3年9月4日 午前1時10分頃
発生場所 当初施設 攪拌洗浄エリア（管理区域レベル3）
公表区分 Ⅳ（環境への影響：なし、作業員への影響：なし）

トラブル事象4 攪拌洗浄設備第1槽レベル計接続部から床面に洗浄剤の漏洩

発生日時 令和3年10月21日 午後3時35分頃
発生場所 当初施設 攪拌洗浄エリア（管理区域レベル3）
公表区分 Ⅳ（環境への影響：なし、作業員への影響：なし）

PCB円卓会議だより

北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議だより



北海道及び室蘭市では、北海道 PCB処理事業所（JESCO）が室蘭市仲町で操業を行っている事業が、安全、確実かつ適正に行われるよう、処理施設の整備や操業、情報公開等に関する事項を監視するため、「北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議」を設置しています。

※この「PCB円卓会議だより」は、むろらん広域センタービル、蘭東支所でも配布しています。

ご存知ですか？ 高濃度 PCB 廃棄物は以下の期限までに
処理を委託することが必要です！

変圧器・コンデンサー等 **令和 4 (2022) 年 3 月末日まで (あと4ヶ月)**

安定器及び汚染物等 **令和 5 (2023) 年 3 月末日まで (あと1年4ヶ月)**

第53回 北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議を開催

令和3年10月29日、PCB処理情報センターにおいて、第53回監視円卓会議を開催しました。会議には、学識経験者、団体委員、公募委員の計10名の委員のほか、オブザーバーとして、環境省、近隣自治体、JESCOなど関係者が出席し、福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理についての質疑応答や、トラブル事象、北海道事業エリアの処理の見通しなどの説明が行われました。



●会議の概要

1 福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理について

福島県地方環境事務所から、福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理について説明があり、前回監視円卓会議において出された委員からの意見に対する回答や、パブリックコメントの結果等について説明がありました。

2 本年8月から9月に発生したトラブル事象について

JESCOから、トラブル事象についての報告(10月発生事象については速報)がありました。

3 北海道事業エリアの処理の見通しについて

環境省から、各事業地域における高濃度PCB廃棄物の処理の進捗状況・北九州事業エリアにおいて事業終了後に発見されたコンデンサー等の状況や、処理完遂に向けた方針について説明がありました。

4 その他

今回の福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理については、今後も監視円卓会議では注視していくこととなりました。

PCB 廃棄物処理事業に関するお問い合わせ

	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所	PCB処理情報センター
	〒050-0087 室蘭市仲町14番7 電話：0143-22-3111（代表） FAX：0143-22-3001 HP：http://www.jesconet.co.jp/facility/hokkaido/index.html	〒050-0001 室蘭市御崎町1丁目9番地8 電話：0143-23-7015 開館日：月～金 9:00～16:30（土日祝・年末年始休館）

北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議に関するお問い合わせ

	北海道 環境生活部 環境局 循環型社会推進課
	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話：011-231-4111（内線24-325） FAX：011-232-4970 E-mail：kansei.kanhai1@pref.hokkaido.lg.jp HP：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/pcb.html
	室蘭市 生活環境部 環境課
	〒051-8511 室蘭市幸町1番2号 電話：0143-22-1481 FAX：0143-22-7148 E-mail：kankyou@city.muroran.lg.jp HP：http://www.city.muroran.lg.jp/main/org3300/pcb_top.html

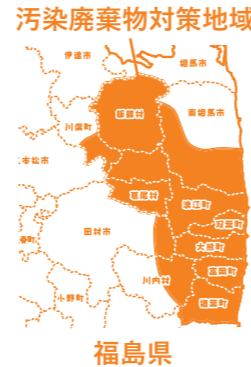
放射性物質汚染対処特措法について

1.放射性物質汚染対処特措法とは

POINT.1 平成23年3月11日の東日本大震災に伴う原発事故を受けて、事故由来放射性物質による環境の汚染に対応するために制定された。

POINT.2 対策地域内の高濃度PCB廃棄物には、放射性物質汚染対処特措法※が適用される。

(※)「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」や「放射性同位元素等の規制に関する法律」は適用されません



2.放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針について

POINT.1 福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物についても、PCB廃棄物処理基本計画に基づき※、JESCO北海道事業所で処理することとしています。

POINT.2 特定廃棄物の処理基準を遵守し、周辺住民への放射線の影響がないように管理します。※

(※1)廃掃法の特別法であるPCB特措法に基づく (※2)処理等に伴い周辺住民が追加的に受ける線量が年間1ミリシーベルトを超えないようにする

3.特定廃棄物の処理基準について

POINT.1 対策地域内の高濃度PCB廃棄物についても、下記の基準に従って、安全に処理を行います

収集運搬基準 (施行規則第23条)	保管基準 (施行規則第24条)	中間処理基準 (施行規則第25条)
<ul style="list-style-type: none"> ●特定廃棄物の飛散・流出・漏洩防止のための措置(容器に収納する等) ●特定廃棄物への雨水の浸入防止のための措置(遮水シートで覆う等) ●運搬車の表面から1mの位置の線量当量率の制限(100uSv/時)等 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定廃棄物の飛散・流出等の防止のための措置(屋内保管又は容器収納等) ●公共の水域・地下水の汚染の防止のための措置(底面遮水シートの設置等) ●保管場所の掲示 ●敷地境界の空間線量の測定 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●バグフィルター等を備えた焼却設備を用いた焼却 ●事業所周辺の大気中の濃度限度の設定 ●排ガス中の放射性物質の濃度の測定 ●敷地境界の空間線量の測定 等

高濃度PCB廃棄物の除染について

POINT.1 「表面汚染密度4Bq/cm²」以下の物品は、日常的に触れたとしても放射性物質による影響がなく安全性が確保されているが、できる限り高濃度PCB廃棄物の除染を行う。

POINT.2 全ての機器の拭き取りをし、その後、表面汚染密度の測定を行います。

POINT.3 測定の結果特異的に表面汚染密度が高い側面が確認された場合は、作業の安全確保を前提とした可能な範囲で、削り取りを行い、改めて表面汚染密度を測定します。

(※)一部の機器の一側面では、さびに微量の放射性物質が付着し、特異的に表面汚染密度が高い側面が確認されています。環境省がこれまでに測定した機器317台のうち14台(24面)で、特異的に表面汚染密度が高い機器(面)が確認されました。これらの機器(面)は全てを削り取りを行い、表面汚染密度を低減しました。

表面汚染密度の値について

POINT.1 環境省はこれまで、対策地域内の高濃度PCB廃棄物317台の表面汚染密度を測定しています。

POINT.2 測定の結果測定対象機器の表面汚染密度の平均値は0.26Bq/cm²であり、4Bq/cm²を十分に下回っていることが確認されました。

POINT.3 引き続き、全ての機器を対象に表面汚染密度を測定し、4Bq/cm²以下であることを確認します。

(※)測定時のバックグラウンドの表面汚染密度の平均値は0.22Bq/cm²でした。

福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理について

Q 質疑 A 回答 O 意見

Q 委員 JESCO北海道事業所で処理するという方針はいつ定めたのか。

A 環境省 放射性汚染物質対処特措法の基本方針が定められたのは平成23年11月だが、具体的に搬入・処理する方針を定め、道及び室蘭市に相談したのは平成31年3月である。

Q 委員 放射性物質の量の総量が提示できない、具体的理由は何か？

A 環境省 専門家とも総量の算定について検討したが、そもそも汚染の程度が低く、バックグラウンドと変わらないレベルの数値を、面積と掛け合わせた数字が正確な数字と言えるかどうか疑問があり、算定して数字を示すべきではないという結論になった。今回、表面汚染密度を測定したデータはあるので、少なくともこれらは公開すべきものとして示したものを。

O 委員 ○放射能は微量であっても影響がある。低いからいいという問題ではない。

○福島県での保管状況等の現地確認について、専門家と一緒にやる必要があると思う。

○今回の福島の件は、PCB処理事業の開始時と同様に感じており、多くの人が不安に感じていたと思うが受け入れられたのはリスクコミュニケーションだと思うので、同様に情報公開や監視を継続してほしい。

○表面汚染密度の影響は安全側に立った想定をしているが、実際に作業員が作業する距離で示し、取扱の周知等をしてほしい。

福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理方針 パブリックコメント

意見募集期間 令和3年8月2日(月)～同年9月17日(金) 意見提出数 メール：66、郵送：6、合計：72

国民の皆さま提出いただいた意見(全文)は、個人情報等を削除したうえで、環境省ホームページ(下記URL)において公表しております。

http://shiteihaiki.env.go.jp/initiatives_fukushima/waste_disposal/pcb_policy.html

高濃度PCB廃棄物の今後の処理方針

1.事業の見通し

安定器・汚染物等	<ul style="list-style-type: none"> ●安定器・汚染物等については北九州事業所、北海道事業所共に処理促進策を講じたとしても、計画的処理完了期限内の処理は困難な状況 ●現在発覚しているものに加え、掘り起こし調査により今後発覚する量を処理するためには、計画的処理完了期限に加えて2年程度の処理期間が必要
変圧器・コンデンサー等	<ul style="list-style-type: none"> ●全事業所において計画的処理完了期限までの処理完了を目指し処理を実施中 ●JESCO機器登録済み量については計画的処理完了期限までに処理完了の見込みであるが、今後の掘り起こし量等を見込むと、計画的処理完了期限までに処理が完了できない可能性がある

2.処理促進に向けた取り組み

POINT.1 安定器の仕分けや分離処理等により処理を促進するとともに、地方環境事務所やJESCO、産廃振興財団による仕分け支援を強化。汚染物質等についても性状を確認し、保管事業者と必要な前処理や仕分けを実施。

POINT.2 今後新規発見が見込まれる変圧器・コンデンサー等の掘り起こしを着実に進めるため、関係省庁や自治体と連携した周知、産廃振興財団による判定支援を実施。

POINT.3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においても適正処理を促進するため、PCB処理基金の用途を拡大し、処分費用に加えて、運搬費等への助成などを実施。